

ID: 232-2

担当部署: 健康福祉部保健センター 保健係

処分の概要	助成金の交付決定		
例規名 根拠条項	名寄市開業医誘致条例 第9条第2項		
例規番号	平成29年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (助成金の交付申請等) 第9条 取得費助成金、賃借料助成金及び人材確保対策助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする助成対象者は、規則で定める交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の決定に当たり、助成の目的を達成するため必要な条件を付することができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文及び名寄市開業医誘致条例施行規則第5条。 (助成金の交付決定) 第5条 市長は、条例第9条第2項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、土地及び建物等取得費等助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）又は人材確保対策助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年6月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日